

平成29年第2回
城里町議会定例会会議録 第3号

平成29年6月8日 午前10時00分開議

1. 出席議員（15名）

1番	藤 咲 芙美子 君	10番	小 林 祥 宏 君
2番	片 岡 藏 之 君	11番	南 條 治 君
3番	菌 部 一 君	12番	杉 山 清 君
5番	三 村 孝 信 君	13番	小松崎 三 夫 君
6番	河原井 大 介 君	14番	鯉 渕 秀 雄 君
7番	関 誠一郎 君	15番	根 本 正 典 君
8番	阿久津 則 男 君	16番	小 坪 孝 君
9番	桐 原 健 一 君		

1. 欠席議員

な し

1. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	上遠野 修
まちづくり戦略課長	鯉 渕 弘 之
総 務 課 長	大 貫 忠 男
町 民 課 長	柳 橋 司 朗
財 務 課 長	大曾根 直 美
税 務 課 長	阿久津 忠 昭
健 康 保 険 課 長	高 堀 義 美
長 寿 応 援 課 長	加 藤 薫
福 祉 こ ど も 課 長	山 口 利 春
農 業 政 策 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	皆 川 尊 志
都 市 建 設 課 長	桧 山 正 春
下 水 道 課 長	山 崎 秀 樹
会 計 管 理 者 (会 計 課 長)	鈴 木 貴 司
水 道 課 長	河原井 明
教 育 委 員 会 事 務 局 長	五 町 義 徳

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	阿久津 雅 志
主 任 書 記	松 崎 英 明
書 記	市 村 真 紀

1. 議事日程

議 事 日 程 第 3 号

平成29年6月8日（木曜日）

午前10時00分開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

一般質問

午前10時00分開議

議員の出欠

○議長（小林祥宏君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は15名です。

開議の宣告

○議長（小林祥宏君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、説明のため町長、課長、局長がそれぞれ出席しております。

なお、議場内での携帯電話の使用は禁止されておりますので、マナーモード等のご確認をよろしくお願いいたします。

傍聴人11名を許可いたしました。

議事日程の報告

○議長（小林祥宏君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事

日程第3号のとおり議事を進めたいと存じますので、ご了承願います。

発言の訂正

○議長（小林祥宏君）　ここで7番関　誠一郎君より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

7番関　誠一郎君。

〔7番関　誠一郎君登壇〕

○7番（関　誠一郎君）　昨日の一般質問においてホーリーホック誘致についての中で、私はヘア 드라이ヤーとハンドドライヤー、これ勘違いいたしまして正確にはハンドドライヤーの誤りでした。おわびして訂正させていただきます。

○議長（小林祥宏君）　以後、注意するようよろしくお願いをいたします。

一般質問

○議長（小林祥宏君）　それでは、日程第1、一般質問から入ります。

なお、質問者は一般質問席へ登壇の上行い、最後の答弁まで一般質問席でお受けくださるようお願いをいたします。

また、質問回数は3回まで、質問時間は60分を超えることはできませんので、質問、答弁とも簡潔をお願いいたします。

さらに、類似した質問が出たときは、後から質問される方は重複質問はしないようお願い申し上げます。

それでは、通告第5号、1番藤咲芙美子君の発言を一問一答方式により許可いたします。

1番藤咲芙美子君。

〔1番藤咲芙美子君登壇〕

○1番（藤咲芙美子君）　議長、資料の持ち込みいいですか。

○議長（小林祥宏君）　はい、許可します。

○1番（藤咲芙美子君）　よろしくお願いします。

○議長（小林祥宏君）　さらに傍聴人1名を許可いたしました。

○1番（藤咲芙美子君）　おはようございます。1番藤咲芙美子です。

甲状腺エコー検査で受診率の向上を求めるということで質問させていただきます。

まず、1番から3点をお伺いしますが、まず初めに、甲状腺エコー検査を実施にということで質問させていただきます。

今年度もエコー検査を求めたいと思います。昨年のエコー検査を実施されたことで、職員の多大な労をいただいたことに感謝をいたします。しかし、この甲状腺エコー検査が全

額国の負担によって行われる事業にもかかわらず、極めて低い数の受診者だったことに私は強いショックを受けました。対象者3,026人のうち486人しか受けていないのです。このエコー検査が子供の健康にかかわる重要な検査であり必要性がわかっているからこそ、保護者自身が各自町指定の7つの医療機関にそれぞれ交渉しました。その際、医療機関から示される複雑な予約の仕方や年齢制限、受診時間の条件を一つ一つクリアし、加えて保護者自身の仕事の都合、交通手段の都合など、さまざまな条件を乗り越えなければなりません。医療機関の対応もまちまちであったことも私は聞いております。今回は3,026人のうち486人が受診をしました。この人たちは、一様にそのような困難な条件を乗り越えるために切ない思いをしたのだと思います。その人達に私は敬意を表したいと思います。同時に、このような困難な条件のために子供の健康を心配しつつ、悩みに悩んで検査を諦めざるを得なかった人もたくさんいたのです。そのような複雑で困難な条件の中に保護者を追い込んだのは誰ですか。町ではないですかと私は言いたいと思います。

このエコー検査が国の震災復興特別交付税によって措置されることは、昨年も私自身が総務省の担当課から確認をし、今年度も確認をいたしました。こういうことは一町会議員の私がやるべきことではなく、町が、執行部が率先して確認すべきではないかということ念のため申し添えておきます。

さて、科学者や医師の中には、原発事故の影響を低線量だから被曝はない、検査の必要はないと低線量の被曝を軽視する人もいます。しかし、行政があるいは町長がその立場に立って、低線量被曝を心配している住民を一方向的に差別し、排除することは許せません。チェルノブイリの例があることから、町民の多くは放射線による放射能による低線量被曝で、体内の細胞がじわじわと侵され、さまざまな病気を引き起こす怖さを心配しているのです。だからこそ、国もこのような措置を講じたのだと思います。

自己負担なしでエコー検査を行うことは、とても重要な機会だったのです。町はその機会を有効に生かすべきでした。昨年度の切実な教訓を生かし、今年度の実施を心から求めたいと思います。対象者への連絡も手紙1本、あとは各自が自由にどうぞというやり方が親切なやり方とは私は思えません。しっかりと教育も行い、広報などでも全町民に知らせることは大事なことだと思います。また、学校ごと学年ごとクラスごとなど、集団でバスを出すという形で実施していただければ、保護者の方にも喜ばれると思います。

町長は、子育て支援を強調されていますが、このエコー検査も重要な柱ではないでしょうか。町長の考えをお聞きいたします。

○議長（小林祥宏君） さらに傍聴人1名を許可いたしました。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、1番藤咲芙美子議員の質問にお答えさせていただきます。

本町では、福島第一原発事故による子供の健康に対する不安軽減を図るため、昨年6月に城里町甲状腺超音波検査実施要綱を策定し、甲状腺超音波検査を実施いたしました。水戸市など近隣の自治体ではやっていない中、城里町がこういった対応に踏み切ったということについて、ぜひご評価いただければ幸いです。

受診機会を図るため、検査期間を8月から平成29年3月までの7カ月間とし、あらかじめ全対象者に個別に通知をいたしました。夏休みに入る前に通知をいたしましたのは、議員ご指摘のように、たくさんの方に受けていただきたいという思いで、夏休みの前に個別通知を送りました。夏休みもありましたし、9月、10月とまだ病院がすいている期間もあったかと思えます。通知を受けて速やかに予約をとられた方については、受診ができたのではないかというふうに理解しているところでございます。大分時間がたってから、締め切りの間際になってから急に、もう1月、2月になりますとインフルエンザですとかいろいろな関係で病院が混んでまいりますので、その時期になってから急に申し込みということになりますと、なかなか予約がとれなかったという方もいらっしゃるのかもしれませんが。

町としましては、7カ月間という十分な受診期間を設定して個別に通知するというところで、できる限り丁寧な対応をとったという思いでございます。

今年度につきましては、原発事故による放射能への人体の影響について、町民の不安の軽減を図る目的で講演会を開催する予定でありますので、多くの方に参加していただきたいというふうに思っています。また、追加の検査については、当初予算には現在計上されておりましたが、当初予算が成立の後、またよく検討していきたいと思えます。

○議長（小林祥宏君） 1番藤咲芙美子君。

〔1番藤咲芙美子君登壇〕

○1番（藤咲芙美子君） 2回目の質問をさせていただきます。

そうですね、個人通知が一番よい方法だと町長は胸を張っておられました。しかし、対象者3,026人ですよ。3,026人のうち申請した人が713人、その中で受診した人が486人です。227人の人が受けられなかったんですよ、申請しても。なぜこういう低受診率に陥ったかということは、7カ月とかいう期間がよかったとかじゃなくて、確かにほかの近隣の市町村では1年間という形できちんとやるところは、自治体は1年間とってしっかりやっています。7カ月がよかったとかということではなかったと思えます。

さらに、これは予約ですね。なぜこのような受診率が少なかったのかということについて、保護者の方から少しお話を聞いてあります。これは、予約のとり方、時間合わせ方、受診受け付けの困難さ、そういう悪条件があったということです。細かいことを言わせていただければ、年齢で断られてしまったり、病院でなかなか自分の受け付けした時間がとれなかったとか、断られてしまったとか、年齢で断られたという方は結構多かったです。それは予約票に表示がされていたのでわかったと思うんですけども、やっぱり保護者にはここで受けてみたいという人もいたんじゃないかと思えます。お母さん方の仕事にあわ

せて何カ月も先ですよ、そういうことだったら、今のところはできませんよと言われた。学校で順番にやってもらったらよかったのに、よっぽどよかったわというような声、とにかく集団で健診のようにやってほしかった。そして、子供が結構恐怖心を覚えてしまった。個人個人で行ったために、恐怖心を覚えてしまったというような、そういう声も聞いております。

これは悪条件の中で受けられなかったということで、だからこそ個人任せでなく、集団的で集団で検診を行ってほしかったということ、集団で行うことが必要だということをお願いしたいと思います。そして、不親切極まりないやり方で、意図的に行ったのではないかと思うほど受診率が低かったです。これは行政の差別排除にほかならないのではないかと、このままでいいわけではないです。子供の命と健康を守る行政が、とんでもないこういう差別の行政をやり方で持ち込んではいけないと思っております。

因果関係などないという人もいるかもしれませんが。確かに科学者、医師などは、因果関係ないということも言います。しかし、国も福島県も全員対象に行っています。検査を行って実施をして、この中には排除はありません。集団で行いますので、全員行いますので、排除はありません。だから、国も交付税を出して措置しています。直ちに影響ないというような証明もできないという人もいますし、だからといって、ないということも言えないと思えますし、こういう人たちの考えで甲状腺がんがあってもオペは必要ない、命に影響がない、検診も要らないという意見も考えに対して、甲状腺検査を続ける島根大学の外科教授なんですけれども、こういう意見には反対だということです。そういうことでしたら、日常的に国・町が行っている定期健診、健康診断の健診、乳がんとか胃がんとか行わなくてもいいというような状況にもなるのではないのでしょうかね。そうではないと思えます。甲状腺がんとは悪性度も低いし、再発・移転もまれだし、比較的経過もいいというようなことで言われていますけれども、しかし、不幸にこれはがん再発、何度もオペをするような患者さんも存在しています。がんは厄介なもので、定期健康診断の中で早期発見・早期治療がうたわれているわけです。悩んでいたり心配していたりする人には、きちんと向き合っただけで検診を行ってあげることがとても大事だと思います。

チェルノブイリ、ベラルーシでの小児での甲状腺がんなど、3年目から急に増加、9年目にピークしているということで、最初は3年前はゼロだったものが、がんが9年目には91人まで増えたというような報告も出ています。子供の甲状腺がんの通常100万人中1人か2人しか出ないような状況が、チェルノブイリでは事故翌年も4例も見つかっているということです。かわりはないということは言い切れるのは危険ではないかなと思っております。

今回、町長も頑張ってくれたということで、そちらのほうには非常にありがたいと思っておりますけれども、私は、このままでは終わってはいけないのではないかなと思っております。ぜひ今年度も検査をお願いしたいと思っております。町長の答弁をお

願いたいします。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、回答をさせていただきます。

議員ご指摘の甲状腺エコー検査、県央地区におきましては、ほかに先駆けて実施させていただいて一歩前進とご評価いただき、感謝を申し上げます。今年度につきましては、繰り返しになりますが、当初予算には現在、今年度分として計上されていないところでありますが、当初予算成立後、さまざまな意見を傾聴して検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小林祥宏君） 1 番藤咲芙美子君。

〔1 番藤咲芙美子君登壇〕

○1 番（藤咲芙美子君） 当初予算になくても、今後、予算が成立すれば検討していきたいという答弁をいただきました。やっていただけるのではないかなと、ちょっと少しほっとしていますけれども、やっていただけることに際して、もしそういうことであれば、追加の、追加というかお願いがあります。ぜひ公表をしていただきたい。ホームページなり広報なりで、きちんとこの検査結果を報告していただきたいなと思っております。486人中、経過観察は202人、要精密検査が13人、計215人、この経過観察と判定されたのは、そのまま勝手に検査せよとか、やらなくてもいいよと思っているのでしょうか。私は、そういうようなことはちょっと心配だということで、2回目の検査もやってほしいということで申し上げました。公表することで、たくさんの方に保護者への住民の啓蒙にもなると思っています。そして、受診者というか対象者ですね、対象者3,026人の方にも全員受けていただけるような、そういう対策をとっていただきたいと思っております。

私は、もし今回今年度で行ってもらえるということであれば、絶対前回のような、昨年度のようなやり方ではやってほしくないと思っております。これは差別です。排除にしかありません。やりたい人はやってください、どうぞ勝手にというような、もう保護者への恐怖、負担もので、もうこれ以上もっともっと受診者は少なくなるかもしれません。ですので、次回行うときには本当に考えていただいて、集団、学校ごと、クラスごと、そういうようなことで対象者全員が受けられるような対策でしっかりとお願いをしていきたいと私は思っております。

では、そういうことでぜひ検討していただくということなので、お願いしたいと思っております。ただ、毎年やっていくということで1年間の期間もとっていただいたりとかして、全員が受けられるようにやっていただきたいと思っております。

じゃ、次の質問に移ります。

町営住宅の入居・退去時の条件緩和についてです。

今、全国どこの自治体においても人口減、少子化で、人口増の施策に苦慮していると思います。そういう中で、町営住宅の入居の際に連帯保証人の条件緩和や特定住宅の所得制限緩和に努力されていることは評価できると思います。

しかし、何よりもその規模の増大、施設の拡充が必要ではないかと思われます。このような視点で見た場合、町営住宅の中にある空き部屋対策を立てることは重要ではないかと思われます。私が住んでいる家の隣は町営住宅ですが、そこには見たところ多くの空き家があり、そこに入居者が入れるようになれば、町の人口増に結びつくのではないか、そのためにも入居条件の緩和が必要です。公営住宅法がつけられた昭和26年と今の日本の家族の形は大きく変わっています。夫婦2人と子供といういわゆる標準世帯よりも、単身世帯の方が多くなっているのです。もちろん単身世帯の中には配偶者を亡くされたという方もいらっしゃいますが、一度も結婚したことのない方もたくさんいらっしゃいます。

政府統計によりますと、そういう方はこれからも増加が予想されます。そういった若い単身者が町営住宅入居が可能になるような緩和策が求められるのではないのでしょうか。また、当町にはおよそ10キロのところに2つの大学があります。十分通学できる範囲です。この大学生にも安い金額の住宅を提供することは、町にとっても得策ではないかと思われます。今やネットの社会です。どこに住んでいても重要な情報は得られます。若い人たちが今あいている町営住宅に住み、さらには定住につながるということになれば、それは町の活性化に役立つのではないのでしょうか。

さらに、持ち家を子供たちに譲り、自分たちの夫婦は近くの町営住宅に住めば、2世帯住宅に準ずる形でこの町にずっと住み続けられると望んでいる方もいらっしゃいます。しかし、その方は町の定める入居資格の収入基準を上回っており入居できないので、町を去ることしかないとっておられました。今、思い切った人口増の施策が求められますが、あるものを町は最大限に利用するとともに、入居条件の大幅な緩和が求められます。

以上のように入居条件を大幅に緩和することによって、新しい町民が1人でも増えることを期待したいと思います。もちろん家賃収入にもつながります。

次に、町営住宅の退去時の負担軽減を図ることについてですが、現在、住宅入居者が明け渡すとき、入居者の負担で原状回復、これは27条の2で義務づけられています。しかし、この負担が重過ぎて、入居者とのトラブルがあったことも私は聞いております。そもそも原状回復とは一体何なのでしょう。どんな施設であれ、建物であれ、年月がたてば老朽化します。入居期間が長くなれば、劣化は進みます。経済的に大変な人が低い家賃で長い期間住んでいれば、自然による老朽化もあるでしょう。自然劣化分も負担しなければならぬこととなります。退去するとき、入居者が原状回復しなければならないというのは不合理です。条例18条によりますと、3カ月分の家賃に相当する敷金を徴収することができると思います。敷金というのはいろいろ考えがあって、1つは家賃が徴収できなくなったときの備え、もう一つは、退去時の原状回復、ハウスクリーニング代の担保という考えが

あります。そういう考えのもと、退去に当たって町が入居者から預かっていた敷金を活用し、そのお金で必要な補修を施せばいいのではないかと思います。そうすることによって、入居していた人が新たな負担をすることなく、新天地生活ができるのではないのでしょうか。

以上の点について質問をいたします。町長の答弁をお願いいたします。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、公営住宅に関するご質問ということでお答えをさせていただきます。

公営住宅につきましては、生活の安定あるいは人口増という観点でも非常に重要な役割を担っているところでございます。例えば昨年度、塩子塙住宅に関しましては新規入居が7戸ございましたが、その前の年はゼロでありました。入居条件の緩和あるいは家賃の引き下げ、それから引っ越しに対する補助などを行ったことにより、順調に若年世代が入居をしているところでございます。

一方、桂地区におきましても緑ヶ丘団地2戸を大幅なリフォームを行いまして、現在、入居の募集をかけているところであり、また石塚の南団地におきましても、今まで入っていなかったお風呂、給湯器などを新たにつけまして、今後、入居募集を開始しているところでございます。

さて、議員ご指摘の入居条件の緩和というところでございますが、公営住宅を建てるときに国からの補助等を受けて建てておりまして、受けた補助の種類によって、入居条件をどこまで緩和できるかというのがある程度決まってくるところでございます。一番所得に関して大きな範囲をとって入居を募集することができるのが、先ほど申し上げた塩子塙団地ということで、特定優良住宅という制度を使って整備したため、年収800万、900万ぐらいまでの収入があっても公営住宅に入れるという、非常に緩やかな条件をつけることができるようになっております。ほとんどの人が入居できてしまうという制度になっております。

一方で、緑ヶ丘団地や南団地につきましては、建設のときに使った補助金の関係もあって、所得制限に関しては現在ぎりぎりいっぱいまで前の3月議会で緩和をお願いして緩和したところですが、所得で月額25万円、26万円になってしまうともう入れないと。所得で二十五、六万というと、控除がきくと月収でいったら30万ぐらいの人でも入れるかもしれません。年収でいったら300万を超えた人でも、恐らく今、緑ヶ丘団地や南団地も入れるのではないかと思います。夫婦共働きで子供がいなかったりすると、その金額を超えてしまいますので入れないということに現在のところはなっています。

さて、大学生はどうかということでございますが、公営住宅に関する平成24年度の法改正により、それまで定められていた同居要件が廃止されましたが、公営住宅の目的が生存権に基づく住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、または転貸することによる国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としたもとの法律の趣

旨から見て、大学生まで、ひとり暮らしの大学生まで窓口を広げてしまうと、本当に困窮した世帯が入居できなくなる可能性もあるのかなというふうに考えているところでございます。

ほかの自治体の事例などで、ひとり暮らしの若い人向けの公営住宅を整備しているような過疎地の自治体もあるようですが、そういった制度も検討に値するかと思います。その場合、既につくってしまった3DKのファミリー向けのところにひとり暮らしの大学生に入居してもらおうというのではなくて、最初から間取り等もひとり暮らしのお年寄りや1人で貧しい大学生向けという前提で最初からある程度つくって、そういうことが入居できるような補助制度も建設するときに考えてつくっていかなければいけないのではないかなというふうに考えているところであります。

現在、その藤咲議員がお住まいの前の南団地の平屋建ての木造住宅、木造タイプの公営住宅につきましても、耐用年数を過ぎておまして新規入居の募集を今停止しているところでございます。3つ住宅が並んでおりますが、全部入居者がいらっしやらなくなったところは、今、解体撤去を進めているところでございます。また、住宅の傷みが激しくて、もっと条件のいい鉄筋コンクリートの公営住宅に移りたいという方につきましても、許可を出しまして鉄筋コンクリート製の南団地あるいは那珂西団地等への転居を認めさせていただいているところです。こういった形で運用しているということでご理解いただきたいと思っております。

退去時の負担について、現在は退去時にふすまの張りかえ、畳の張りかえや入居中に破損した部分の補修を全額自己負担でお願いし、お預かりしている敷金は全額返却しております。退去時の補修金額はおおむね敷金で補える額であるため、最低限の支出と考えていますが、今後はフローリングの部屋を増やすなど、退去時の負担軽減策について検討してまいりたいと思っております。

○議長（小林祥宏君） 1番藤咲芙美子君。

〔1番藤咲芙美子君登壇〕

○1番（藤咲芙美子君） 今、町長の答弁の中では、塩子塙入居条件などいろいろ緩和されて、施政方針の中にもかなり収入も入ってきたというようなことで言われています。私が今回質問をしたのは、そういう条件を全部飲み込んだ上で質問をいたしました。町営住宅募集停止ですか、募集停止されているという南団地なんですけれども、募集停止してこのまま20年、30年あのまま置いておきますか。それを答弁してください。

それと、あと、公営住宅法、昭和26年施行の法律で、今の時代に合った、今の町にふさわしい運用の仕方が望まれるのではないかなと。だから、入居停止したから募集停止したから入れないではなく、募集停止しても入居してこれから入れる可能性があって、少しでも水洗トイレのところがあって入れるというようなところは、募集していてもやっぱり一、二を、やっぱり1部屋、2部屋開けてもいいのではないかなと思っております。そういう

条件緩和ができるのではないかなということ、私は質問をいたしました。

単身者でも入れるところというのは、塩子塙団地も入れるということではないういでも、そのほかに水戸に近い那珂西団地や石塚の住宅なんかに必要はないかなというのを感じております。これは家族構成など変化していますし、単身者も多くなっています。受け入れできるように、あるものを有効に使えるようにしてはどうかと思っておりますので、そこら辺のところを考えていただければと思っております。

それから、退去時の敷金嵩むこともあってとても大変だと、低所得者では退去時に全額負担してとても大変、敷金返るのは、帰ってから、全部終わって自宅に一旦落ち着いて何か月か先に全額支払われるというようなことなんですけれども、そういうのではなく、引っ越し費用というのいろいろかかったりとかします。ですので、退去時に敷金で全額できるような方策を考えていただければいいかなと思っております。もしそれでは足りないと、足が出てしまうんだよというようなことであれば、町でまた考えていただければいいかなと思っております。

大体、今、町長の答弁で敷金でおさまる程度ということをお答弁いただいたので、検討いただければいいかなと思っております。2回目の答弁をお願いいたします。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

質問に回答させていただきます。

幾つか質問がございましたが、その中で入居停止した南団地の木造の公営住宅ですが、そのままにしておくのでしょうかというご質問がございましたが、本年度予算におきまして新規事業として、予算が成立していないのでできていないんですが、町営住宅建てかえ基本策定業務という費用が630万計上されておまして、この中でどういうふうに公営住宅を今後取り扱っていくかという基本的な計画を立てるという予定であります。こういった計画を立てることで、公営住宅を建てかえますよという、社会資本整備総合交付金から、ちょっと事前通告がなかったんで正確なパーセント、間違っていたら申しわけないですが、たしか4割か5割の、解体撤去から建てかえに至るまで4割から5割の補助が受けられて、建てかえができるのではないかなというふうに考えております。

ただ、全体、物すごく多くの戸数がありますので、どこの公営住宅をどういうふうに計画的に集約していくのかということについては、今後、住民の意見なども聞きながら検討していかなければならないというふうに思っております。基本的には全体の戸数を増やすわけではなくて、全体の戸数は若干減らしながら建てかえをしていくというような考え方になるのではないかなというふうに考えております。

その中で、議員ご指摘のように、今の公営住宅は全部ファミリータイプの3DKが基本

になっているわけですが、高齢者のひとり世帯やあるいは高齢者じゃなくてもひとり世帯で入りたい人もいるということであれば、最初から全部3DKとか2DKでつくるのではなくて、最初からひとり暮らしを想定したような1LDKタイプとか、そういったひとり暮らしにも適したようなものを最初から作り込んでおくことで、そういった問題にも対応できるようになるのではないかと考えております。

現在、城里町の公営住宅の空き部屋は、特に石塚地区などではかなり減ってきております。南団地のコンクリート4階建ての公営住宅もほとんどあきがありませんし、那珂西団地と池の内団地には多少のあきがありますが、若いひとり暮らしの人にどんどん貸してしまうほど、たくさんあきがあるかという、やはり10部屋とか15部屋ぐらいいつ入ってくるかわからない、そういうファミリー層のために残しておく必要もあるかと思っておりますので、すぐにひとり暮らしの若い人に那珂西団地なりを開放してしまうのではなくて、もうちょっと様子を見て、そして町営住宅建てかえ基本計画の中でしっかりと位置づけて対応していきたいというふうに考えております。

敷金に関しましては、今、後から返しているのは、恐らく先にきちんと直してもらって、責任を持ってきちんと直していただいたのを確認した後、敷金を返したほうがよいという判断なのではないかと思っております。先にお金を返してしまうと、ちゃんと直さないで退去されてしまう方もいるかもしれませんので、ちゃんときれいに掃除をして直した後、退去していただくというのを担保するために、後から敷金をお返ししているのではないかなというふうに思います。

以上です。

○議長（小林祥宏君） 1番藤咲芙美子君。

〔1番藤咲芙美子君登壇〕

○1番（藤咲芙美子君） ということは、じゃ、建てかえですね、計画があるということですけども、これは何年間ぐらいこのまま置いておくんでしょうか、そこら辺のところをお聞きしたかったんですけども、いつまでこのままに置いておくのかなというのが、計画あります、計画ありますということで、10年、20年あつという間に過ぎてしまったということでは、あのまま石塚の中心部の町が本当に廃れてしまうようなこともありますので、そこら辺のところを少し考えていただければいいかなと、2階建ての外壁などの塗装ですね、あれなんかも少し考えていただければいいかなと思っておりますけれども、ちょっとこれ余分かもしれませんけれども。

あと、敷金ですけども、敷金は、直してきちんとしてからということもあると思うんですけども、そこら辺のところをやっぱりいろいろ条件を見ていただいて、敷金でできるお金を出さなくても、敷金の範囲の中でできそうなところというようなところで、やっぱり確認をして退去してもらおうというようなことを見ながらやっていただければいいかなと。だから、全部きちんとしてからお金を返すという状況じゃなくて、敷金の中でそれが

できるようなフローリングとか、そういうような畳とか壁とか修理できるような、そういう状況でやっていただければいいかなと思っております。

3回目の答弁、何年ぐらい置いておくのかお聞きしたいと思います。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 藤咲議員のご質問に答えさせていただきます。

何年でできるのかということですが、そもそも本年度予算で基本計画策定業務費が入っているわけですから、計画がまだないわけです。本年度予算でお認めいただいたら、そのお認めいただいた費用でもって調査を行って計画をこれから立てるということでございますから、それも何年で建てるということを私がいきなり決めてしまうわけではなくて、基本計画を立てる中で住民のご意見ですとかさまざまなご意見を聞きながら、こういうふうな建てかえ計画を立てていきたいと思いますということをこれからやっていくんですということですので、早期の予算成立もお願いしたいと思っております。

敷金の件につきましては、繰り返しの答弁になってしまいますが、できる限り退去時の補修金額が少なくなるようなフローリングの部屋を増やすなど、負担軽減がされるような工夫を今後していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小林祥宏君） 1番藤咲芙美子君。

〔1番藤咲芙美子君登壇〕

○1番（藤咲芙美子君） よろしくお願いたします。

○議長（小林祥宏君） さらに傍聴人1名を許可いたしました。

○1番（藤咲芙美子君） わかっています。

さまざまな計画を立ててということなので、ぜひ近いうちにできればお願いしたいなと思っております、10年、20年先にならないように。

あと、できる限り負担軽減していただけるということなので、少しお願いしたいかなと思っておりますけれども、最後に1つお願いあります。住民、住んでいた人が退去時に自分で業者さんに電話をして退去する手続をするのに、町でやるんじゃなくて、町で業者さんに依頼するんじゃなくて、個人がその業者さんに依頼して退去時に修理してもらおうというようなことを今やっているようだけれども、それをやめていただければいいかなと思っておりますので、元に戻していただきたいと思っております。そういうことを申し述べまして、次の質問に移ります。

役場窓口の改善についてお伺いいたします。

役場正面入り口に総合窓口と相談窓口を設けることが必要ではないかと申し上げまして、その内容について提案をしたいと思っております。

よその町や市役所に行ったとき、ふと行き先を見回すと、大体の役所には正面に総合案

内の方がいて、自分がどこに行けばよいのかわかるように提案してくれます。ところが、当町の場合、玄関を入ってきた町の人がきょろきょろとしている姿をよく見かけます。総合案内はあるのですが、正面からは見づらいところにありまして、総合案内をやっている人が電話受付を兼ねていて、来庁者だけに対応できないようになっているのは問題かと思います。しかも、これは新庁舎が開庁された2年前には、総務課の人が専任で総合案内をしていましたが、約1カ月ほどでいなくなっていました。今は警備会社の人が総合案内を行い、そのほかに電話受付もしています。これでは実質的に総合案内は廃止されたと同じです。総合案内というのは、町民に向けられた役場の顔であり眼であると考えます。町の人が用事があってせっかく訪ねたというのに、電話対応で顔を合わせられなかったり、視線を合わせてもらえなかったらどんな思いをするのでしょうか。

私は、この質問をするに当たって、隣の那珂市役所を訪問いたしました。玄関の正面に立って若い女性が迎えてくれました。総合案内からロビーを隔てたところに市民相談窓口というところがあって、そちらも訪ねると職員の方がすぐ出てきてくれて、来意を聞いていました。その相談窓口は市民課が担当していて、市民の生活環境面の相談つまり道路や河川などの相談を受けているそうです。生活環境の問題については、担当する課職員の対応などの問題のときは、担当する課にもそこに来てもらい、三者でその相談窓口のところで話し合うというのだそうです。

その市民課の方は、どんな相談の場合でも市民課に相談に来たのだから市民課として対応し、相談された方に市民課として、少々おくれてもペーパーで誠実に返答をしていると答えてくれました。役所が住民としっかりと向き合うことで信頼関係が築かれていることを感じました。また、相談窓口には、相談や要望内容を書いて市長宛てに出せるはがきが用意されていました。この郵便はがきも受取人払いでした。そういうはがきで寄せられた相談や要望についても、市民課から返事を出しているということです。

とにかくこの城里町役場には今さまざまな意見、感想が上がっています。これへの対応を誠実にやるかどうか、私は迫られていると思います。解決の歩みは役場のほうから始めなければなりません。住民に目を向け、住民と向き合う役場の姿勢を示す必要があります。特にいんぎんな対応を求めているわけではありません。素直でフランクであればいいのだと思います。その第一歩として総合案内を復活させ、あわせて相談窓口を設けてほしいと思います。町長の意見をお伺いします。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

総合案内、相談窓口の設置についてということでございますが、平成27年2月の本庁舎オープンにあわせ正面玄関に総合案内窓口を開設し、3人体制で総合案内と電話受付を行いました。その後、同年3月末まで2カ月間に役場の各窓口の配置が町民の皆様方にも浸

透し、だんだん総合案内に来られなくてもスムーズに各担当課に行かれる方が増えて、問い合わせが減少したため案内窓口を現在の位置に変更し、総合案内と電話業務を行っているところでございます。

また、その市長への直接のはがきということではありますが、城里町にも目安箱という制度をつくっております。目安箱に入れられた意見に関しましては、回答を出したりしているところでございます。実際に目安箱に意見をいただきまして、その結果として対応が行われた事例もございますが、たくさんの要望がある中、全ての要望にお応えできているわけではないということについては申しわけないと思っております。

仮に総合案内をまた置くとすると、2人とか3人、1人というわけにはいかないでしょうから、交代もしなければいけないので人員が必要になってきますが、今、各課ともぎりぎりの人員でやっておりますので、総合窓口を置くとすればまた増員をしなければいけないと思いますが、現在のところはそこまでのところは難しいなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（小林祥宏君） 1番藤咲芙美子君。

〔1番藤咲芙美子君登壇〕

○1番（藤咲芙美子君） そうですか、相談、総合案内、そうですね、以前は3人体制でやっていたんですね。1カ月で終わってしまいました。やっぱり私は、一番最初のあの3人体制でやっていたのが望ましい体制で、ほっとしたところがありました。そういうところなのに、いつの間にかなくなってしまったということは、いろいろ浸透してというようなことも聞いてあります。しかし、これは町の人、スムーズに浸透した方だけの役場ですか。外から来た人、ほかの町から入ってきた人、そういう人たちも対象ではないんですか。私は、全体的に言ったときに、やっぱりそういう人たちに浸透したからスムーズになったからいいとか、そういう問題ではないんじゃないかと思うんです。

先ほど町長、目安箱があると言いました。時代劇にあるように、江戸時代にはそういうものもあったと思います。しかし、今は役所も住民と同じ目線で問題を解決する姿勢を見ることがとても大事なんではないかと思えます。

相談窓口というのは、総合案内と違って行政上の相談もありますし、町民のたらい回しにしないために職員であるべきだと思いますから、ですので、総合案内をもう一度戻してほしいということと、相談窓口をつくってほしいということです。

今、3人ぐらい欲しいと言っていましたけれども、相談窓口で那珂市役所では1人で対応しています。総合案内は。総合案内は1人で、どうぞ来てください、じゃ、あなた来たとき、もし何かあったときには、私は別の、じゃ、どこですかということで聞いたときに、ああ、それはちょっと相談窓口のほうに行ってみてくださいと言います。相談窓口に行ったときに、相談窓口にいた二、三人の方は役場の職員で専門家で、ああ、そういうことは、

じゃ、ここでは対応できないから、その課の接する課の人をちょっと呼んでみましょうということ電話をかけて呼んで、その場で町民を住民を移動させることなく、そこで対応ができるというシステムなんだそうです。そういうことは、本当に住民と役場が向き合って、本当に目線で、しっかりと住民の目線で役場が真摯に対応しているなという、市役所が対応しているなというようなことを感じました。

ですので、そういう人数が少ないとか、そういうようなことでごまかされてしまうようなことを、私、許せないなと思うんですけども、窓口の人手が不足しているのであれば増やせばいいじゃないですか。当然そんなこと簡単にできるはずですよ。また職員が交代でやるとか、済生会総合病院だってそうじゃないですか。ちゃんとあそこに窓口には師長さんたちがいて、そしてどうしましたかということできちんと対応して、それはここですよ、あそこですよというようにやっているじゃないですか。そういうやっぱり真摯に住民と向き合うというようにすることが非常に大切なことなんです。そして、たらい回しをしないためにどうするかという対策も考えなければならないんじゃないかと思うんです。そのたらい回しをしないために、あそこに行けばいいですよ、ここに行けばいいですよ、行ったところ先々で、いや、そこは違いますよ、うちではやっていないから、そこへ行ってくださいと言われて、たらい回しにされてしまうような住民というのは困るんです、それは。そういうことがあってはならないんです。

町長は、多分そういう話は聞いたことないと思いますけれども、私は何件か聞いていますよ。そういう大変な思いをしている役場は何をやっているんだというような、そういうところから信頼関係がなくなってくるんじゃないかなと私は思っています。ですので、私は、できていないから、町民からの苦情があるから質問をしています。できていれば、100%パーフェクトであれば、こんなことを質問いたしません。

自治体職員にとっては、窓口は大事な仕事です。住民と自治体職員が顔を合わせた対応が住民の安心感を生みます。総合案内と電話対応は分けていただきたいと思います。そういうシステムが望ましいと言っております。2年前は分けて対応していたんです、これをきちんともとに戻していただければ、住民も総合案内の中で本当に安心しているんじゃないかなと。窓口の人と二、三言話しただけで、それはいいじゃないですか。そういうところで町の信頼が増えてくるんじゃないかなと私は思います。電話は電話で集中して対応するのが望ましいです。総合案内のみを役場の正面に復活することを求めたいと思いますが、もう一度町長の答弁をお願いいたします。

○議長（小林祥宏君） 総務課長大貫忠男君。

〔総務課長大貫忠男君登壇〕

○総務課長（大貫忠男君） 1番藤咲議員さんの質問にお答えします。

現在、正面玄関総合窓口案内に来られる方、直接総合案内としてわかって来られる方が10人程度、それで先ほど藤咲議員が申しましたように、町内だけでなくいろいろな町外の

方も来られます。そういった迷っている方にはこちらから直接声をかけて案内するそうですが、それが5人程度で、1日約15人程度が案内のほうに来るそうです。そういうことを考えますと、那珂市といった大きい市、大きい人口、それとこういった城里町2万人足らずの人口の中で、電話業者324万円、1年間払っておりますが、職員でも雇えば当然初任給でもそのぐらいかかると思います。それだけの限られた人数の中で、それだけの人を配置してつける必要があるのかどうかということで、ないんじゃないかということで今は考えております。

それと、電話受付業務ですが、受付案内業務で案内業務を行っている場合には、電話が来た場合には総務課のほうで電話受け付けができるようになっております。また、あと、昼休みには、昼休みの休憩時間には職員が交代で対応して案内業務を行っているところでございます。

それと、相談業務でございますが、各種の相談窓口につきましては、消費生活、介護保険相談窓口等、各課にありまして、臨時給付金の交付や納税相談等に対応できる個別相談室も併設しており、状況にあわせて対応しているような状況でございます。相談窓口を玄関先に設けても、そこで相談できるような相談ばかりではないと思います。そういった方におきましては、そういった専門の窓口に行って相談してもらおうというのが一番かと思っております。

以上でございます。

○議長（小林祥宏君） 1番藤咲芙美子君。

〔1番藤咲芙美子君登壇〕

○1番（藤咲芙美子君） 那珂市は人数がいるから、それだけ補助がきちんとできているからいいでしょうと。しかし、この町は人数も少ないし、324万もかかるから職員は昼休みも交代で。私は、昼休みの交代しているのはよくわかっています。よく見えていますので、ああ、かわったなというのは見えています。それは、いつもいる電話と総合窓口以案内のところにいる人の昼休みを確保しなければならないということで、交代でやってもらっているということはわかっています。それは当然のことだと思います。それを言われて、やっていなかったら私はもちろん怒りますけれども、それは当然のことだと思います。だから、それを何も一々取り立てることではないかと思っております。

電話の業務で総務課でできるようにと言っても、受付案内でやっているときに総務課でできるようにと言いますけれども、そういう問題じゃないですよ。電話を受けているときに、来庁者が来ます。それで相談を受けたい、何かこのところどうしたらいいかわからないと言っているときに、長々と電話をしていたりとかしたときに、ちょっと待ってくださいとどちらが言いますか。そんな対応じゃないでしょう。電話は電話ですよ、あくまで。相談窓口、総合受付は総合受付、総合案内は総合案内です。そういう一緒になるようなことは、外部からの電話の対応というのは、もう電話の対応だけでしっかりと行ってほ

しいということと、一緒にやること自体が、やっぱりこのところはそのところに住民の親切じゃないような対応になっているんじゃないかなと思っています。それは、総務課でできるようにしているとかと言うけれども、全然どういう内容で総務課でできるようにしているのかわかりませんが、日々日常生活を過ごしている中で本当にそんな対応できる、総務課で対応できているのかどうなのか、そういうところは特別なことではないかなと思います。

相談業務で消費生活センターがあるという、消費生活センターというのはどこに、コミセンのところですよ。コミセンのところですよ。消費生活センターというのは、臨時給付とか個別面談とか、時間で限られてしっかりと対応できるようになっていますよね。だけれども、そういうものではなく、私が言いたいのは、那珂市では本当に今ごみの問題だとかいろいろなことがありますけれども、そういうものがいろいろな苦情とかそういうものも、町に来る人がいます。そういう人たちが、その中で相談したいというような、そういうようなことをきちんと受けとめて、そういうことですよと対応してくれる相談窓口がしっかりと欲しいと言っています。町民課なんかでは、今、住民との対話、電話があれば即職員で2人行動で職場に行きしっかりと対応していると聞きます。これはもう本当に敬意を表したいと思います。しかし、私は、庁舎内の相談に来た人で、やっぱりそういう嫌な思いをしたりとか、それからなれたからいいだろうとか、そういう問題ではなくて、やっぱり常時そういう住民に向き合った対応が必要なんではないかなということでの質問をいたしました。ですので、ぜひ検討していただければいいかなと思います。総合案内は、1人でも十分です。相談窓口は3人ぐらい役場の担当職員、総務課の人たちが接していただければいいかなと思います。何か那珂市の相談窓口なんかも参考にさせていただいて検討していただければいいかなと思っています。住民との信頼関係をいかに持つかは、この役場の考え方次第で決まるかと思っていますので、ぜひそこら辺のところをしっかりと検討していただければと思っています。

○議長（小林祥宏君） 総務課長大貫忠男君。

〔総務課長大貫忠男君登壇〕

○総務課長（大貫忠男君） 総合窓口ということですが、窓口、玄関の窓口に総務課3人いても、ほとんど役に立ちません。なぜ役に立たないかという、そこで業務を完全に完結させるためには、全ての役場の業務これを知っていなければならないわけです。ですから、あくまでも窓口業務は案内業務になってしまいます。あくまでも相談業務、これは専門の担当課、もちろん担当課に行けば専門の方がおりますから、そこで十分な相談ができると思います。それでサービスの低下と言いますが、信頼関係がないと言いますが、その案内があれば信頼関係があるのか。私はそうではないと思います。業務相談に行き、その対応次第で問題が解決するかどうか、それが一番重要な問題ではないかと思っています。

以上です。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ちょっと補足しますが、あとは各担当課に行ったときに、議員ご指摘のようなたらい回しが決して起こらないように、職員のほうにもよく教育あるいは啓発をしていきたいというふうに思っております。誰か1人が相談に乗るということではなくて、1階の町民課なり保険課、いろいろな課が玄関の近くにありますが、迷っているような町民の方がいたら、その場にそれを目にした職員がどの課の職員であっても、何かご用ですかと、それはうちの課ですねと言って、その相談に乗るような、そういった雰囲気をつくっていくことが大事なのかなと、そして決して自分の課でない相談があったときに、ただたらい回しするのではなくて、ちゃんと責任を持って引き継いで、たらい回しにならないような対応を一人一人が心がけていくように再度啓発をしていきたいと思っております。

以上です。

○1番（藤咲芙美子君） 議長、質問はしません。ちょっと提案をしながら話をして終わりますので。

○議長（小林祥宏君） はい。

〔1番藤咲芙美子君登壇〕

○1番（藤咲芙美子君） 今、課長からちょっと聞き捨てならないことを聞きました。案内があれば信頼関係があるのかというようなことを聞きましたけれども、そういう冷たい言い方をするんですか。それが本当に住民に対する信頼だと思っているんですか。何考えているんでしょうか。私は信じられません。そういう考えだからこそ、住民に信頼されないんじゃないですか。そういう考えだからこそ、そういう考えがあるからこそ、この町は役場はと言われるんじゃないですか。そこからの意識を変えなければ、私は変わらないと思います。その総合窓口はやっていけない、全部知ってしなくちゃならないというのは、そんなことなんですけれども、総合案内というのは1人で十分です。相談業務は担当課です。確かにそういうことなんですけれども、それはきちんと案内とか、その総合案内と相談業務ときちんと分けて、これから真摯に向き合えるように考えていかなければならないのは、役場の役割、役目じゃないですか。そこを置いておいて、今、課長が言われたような案内があれば信頼関係があるのかというような、そういう考えはやっぱり直してほしいと思います。

以上で藤咲の質問を終わります。

○議長（小林祥宏君） 以上で1番藤咲芙美子君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第6号、8番阿久津則男君の発言を一問一答方式により許可いたします。

8番阿久津則男君。

〔8番阿久津則男君登壇〕

○8番（阿久津則男君） 8番阿久津則男であります。一問一答式で質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、（仮称）城里町民センター旧七会中学校跡地についてであります。昨日の関副議長の質問と重なった部分もございますので、重複しないようにお伺いいたします。また、要点だけをお伺いいたしますので、よろしくお願いいたします。

1つ目、水戸ホーリーホックの誘致で得られるものは、金額を含め当初の計画と変わらないかとなっておりますが、昨日の答弁でお聞きしますと変わらないということです。経済効果についてはわかりました。計画どおりにいけばいいなと思っておりますので、大変期待しておりますので答弁は結構でございます。

2つ目、グラウンドの芝で維持管理費は年間1,500万円と聞くが、できるのか。

昨日、町長はグラウンドの維持費は1,500万円と説明していましたが、まだ正確には発表していないということで、いまだ決まっていないのかなとは思っておりますが、例えばこの1,500万円が2,000万あるいは3,000万というような金額になった場合、ホーリーホックとは覚書では使用料を年間500万円ということですが、そういう場合には増額するようホーリーホックと協議ができるのかどうか、これをお伺いしたいと思います。

3つ目、グラウンドの利用で、町の大会、少年団、中学校については優先して町が使用すると、それ以外、サッカー少年団、グラウンドゴルフ、さらにはクロッカーなどについては、事前に協議し共存できるよう調整し、利用促進を図るとなっておりますが、実際に町民は使えるのかどうか、利用できるのかどうかお伺いいたします。

4つ目、協定書第4条では、ホーリーホックには施設の維持管理費及び使用料金をホーリーホックが支払うことになっておりますが、使用料金は定めてあるのか。

5つ目、グラウンドにナイター設備の計画はあるのか。うわさがあるのでお伺いをいたします。

6つ目、山びこの郷でのバーベキューは、この旧七会中学校跡地でできるのかということでしたが、昨日の答弁でこの中学校跡地でできると、そして内容的にはこのバーベキューは夏休みの期間だけでも21日で、1回50人くらい利用して21回、1回3,000円の年間315万円の売り上げがあると町長は答弁しておりましたが、期待はもちろんしますけれども、本当に売れるのかどうか疑問に思っているところがございますので、答弁を願いたいと思います。

7つ目、七会支所、七会公民館、山びこの郷の事務所が移転するわけですが、この場合、備品を新調するのかをお伺いいたします。

8つ目、七会支所を利用する場合には、やはり町民が入りやすさが大事だと思いますが、工夫がしてあるのかどうかをお伺いいたします。

9つ目、協定書の第2条、施設改修基本計画図は、法令や事務費等により必要があると認める場合には変更することがあるとされておりますが、変更があるのかどうかをお伺い

いたします。

以上、1回目です。簡潔にお願いします。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、回答をさせていただきます。

1つ目のグラウンドの芝の維持管理費でございますが、実際に入札等を行う必要がある、どうなのか金額は完全に確定していませんが、幾つかの会社から見積もりをもらってその内容を分析しておりますが、今のところ1,500万でできるような見積もりも存在はするということでございます。実際それでできなかった場合のことはどうかということですが、ホーリーホックと協議をすることはできますけれども、現在の契約では500万いただくということになっていますので、新しい契約をまた別途結ばなければならないというふうに思います。

次に、グラウンドでの町民の利用ができるかということですが、これはできますということでございます。むしろ必ずそれは町民の利用をさせなければならないというふうに考えております。なぜかと申しますと、このグラウンドに当たりましてはサッカーくじから4,000万近い、t o t oサッカーくじから4,000万近い補助金を受け取っておりますが、その補助金の条件として必ず町民に使わせなさいと、専用じゃなくて必ず住民に使わせてくださいねというお約束の上で補助金を受けておりますので、その約束を果たすためにも、必ず少年サッカーですとかグラウンドゴルフに開放したいというふうに思っております。

次に、ホーリーホックの施設維持管理費及び使用料金ということでございますが、水道・電気代等をいただきます。それから、トレーニング施設に関しては年間100万円ぐらいいいただくという試算になっておりますが、これは実際には議会から使用料金の徴収条例を可決いただいて、それで使用料金が決まるということで、100万円の根拠としては、非常に安いんですが、町内の方は無料と、トレーニング、町外の方は1回100円いただいて、1日25人ぐらいが使って、年間200日かな、年間200日で1時間100円で、2時間だと200円と仮に仮定すると、大体100万円ぐらいになるんじゃないかというような、そういう試算で100万円ぐらいの使用料が得られるんじゃないかというふうな見込みでありますけれども、条例において1回の使用料を100円じゃなくて200円にしようということになると、収入は倍になるというふうになりますし、仮にかなり安目に設定して100万円ぐらいの使用料金は取れるんじゃないかという試算でございます。

それから、グラウンドにナイター設備の計画はあるのかということですが、現在のところございません。ただ、ホーリーホックのユース、ジュニアユースの練習拠点となるようにということで、高校生とかそういう方も城里町に合宿所をつくって移転してくるというふうなことがなったときには、高校生は昼間授業を受けて夜練習しますので、その場合に

はナイター設備が必要になるかと思えます。ただ、現時点でそれをやるかというところ、そこまでの計画はございません。そういう計画ができたら対応できるようにはしてあります。

それから、山びこの郷でのバーベキューということですが、お客さんの入りについてご心配されていることですが、夏休み以外にもバーベキューの受け付け自体は年間を通じて行いたいと思っておりますし、現在、例えばふれあいの里などでもゴールデンウィークとか夏休み、予約がとれないような状況にありますので、そういった方には積極的に七会中の跡地でもやっていますので、そちらへどうですかというふうにお薦めしてお客さんをそちら側に誘導していったりですとか、あるいはホーリーホックと連携してスタジアムで宣伝してもらおうとか、あるいは選手と交流しながらバーベキューをやるような企画を立ててみたりとか、そういうことでこれぐらいの集客は手がたく得られるんじゃないかというふうにご考えております。

七会支所と七会公民館、山びこの郷の備品等ではありますが、新調する備品については、リストとして議会の皆様方に提出させていただいているところでございます。新調する備品のほとんどがトレーニング機器でございますが、トレーニング機器以外のものについては大体今あるものを持っていくような形になるのではないかと思います。

それから、七会支所を利用する場合、入りやすさということでございますが、支所等の事務所を中学校1階の職員室としておりまして、建物北側の駐車場を体育館の西側ですね、その駐車場を支所・公民館の専用駐車場として確保しておりますので、駐車場から最も近い建物北側の旧職員玄関がメインの出入り口となる計画となっております。アプローチは駐車場から20メートルほどありますが、6本のコンクリートのコの字型にそびえ立つ中をくぐってくる形になるので、訪れる方から好評を得ております。障害者の方は、建物西側の昇降口の入り口となりますが、誘導標識等で案内し、駐車スペースを確保していきたいと考えております。

それから、施設の改修につきましては、ほぼ基本計画のとおり行っております。

以上です。

○議長（小林祥宏君） 8番阿久津則男君。

〔8番阿久津則男君登壇〕

○8番（阿久津則男君） 簡潔な答弁ありがとうございました。

2回目といたしまして、芝管理の1,500万円でございますが、芝については寒冷地、仙台あたりでも耐えられるというような芝を使っていると聞いております。ですから大丈夫だとは思いますが、それでもなかなか維持管理というのは難しいものでございます。この1,500万という数字がちょっと最初ひとり歩きしているような気もいたします。それで、覚書の第6条に、覚書に関して疑義が生じた場合、甲乙は審議に基づき誠実に協議し、解決に努めるものとするとうたっておりますので、芝の管理費ですね、説明では先ほどから申しましたように、1,500万ということで私たちも町民にはそういう説明をしております。

ですから、1,500万のうちのホーリーホックが500万ということでもありますから、要は3分の1がホーリーホックが出すような形になっていると思いますが、ですから、これが例えば先ほど申しましたように、2,000万とか3,000万というようになったときには、ホーリーホックさんとの協議ですね、これのときにはぜひともその3分の1という数字で協議していただきたいというのが私だけじゃなくて、もう町民のお願いだと思しますので、そういうことができるかどうかもう一度お伺いしたいと思います。

また、3番目、サッカーコート2面のうち1面は常時町民が使えるということでもあります。その反面、1面はホーリーホックが専用で使うんだと思いますが、このサッカーコート、町民用のコートの場所は決まっているのかどうか、例えば建物側を町民用にするのか、山側を町民用にするのか、もし決まっていれば答弁をお願いしたいと思います。

また、先ほどt o t oの補助金約4,000万円が入ってつくる関係上、町民にはグラウンドを利用してもらわないと困るんだというようなことでもあります。この一般の利用者状況が先ほど町長が問われるというようなことを答弁しておりましたけれども、利用者が少ない場合、補助金に影響が出るのか、例えば一部返還するとか、そういうことがあるのかどうかを、あるいは罰則などがあるのかどうかをお伺いしたいと思います。

4番目、町民の使用料は2時間200円と明記されて、まだ正確には決まっておりませんが、ホーリーホックの使用料が明記されてはいなかったですね。先ほど町長は使用料100万ということで、その根拠も説明がありましたけれども、また、ホーリーホックさんに対して指導料として100万円を払うということになっていると思うんですが、この指導料100万円を払う根拠、先ほどは使用料の根拠は聞きましたが、指導料の100万の根拠をお伺いしたいと思います。

また、5番目、ナイター設備は現在のところ考えていないということでもあります。ただし、ホーリーホックのユースが夜間練習するようなことがあれば考えるというような答弁だったと思いますが、現在のところは考えがないということでもあります。現在というのは、いつまでのことをいうのかお伺いしたい。

また、6番目、山びこの郷のバーベキューであります。そもそも七会支所と公民館と山びこの郷を移動するということでもあります。この山びこの郷の名称、これは残す考えなのか、それともなくす考えなのか、もし山びこの郷の名称を残すのであれば、現在、山びこの郷で使用しているそばとかうどんの研修所というんでしょうか、そういうのがこれからも使えるのかどうか、もし山びこの郷の名称を残す場合は、そういうのは使えるのかどうか、名称を残さなくてもいいんですが、使えるのかどうかをお伺いいたします。

7番目、備品は現在使用しているものを使うということなので、大変よいことだと思います。ぜひともそういったものは利用していただきたい。

8番目、施設の中で室内、これからつくるんでしょうけれども、施設の中、これからリフォームするわけですが、室内は障害者用のトイレなどを含め、体育館以外は全

て土足で利用できるということらしいのでよいことだと思いますが、ただ、七会支所を利用する場合、駐車場から最も近い北側の玄関がメインになると町長ただいま述べましたが、障害者の方は西側の昇降口が出入り口になっていると思うんです。かなり遠回り、屋根もなく障害者には現実的に大変じゃないかと、あの図面を見たときそう思ったものですから、この施設、またその施設が完成した場合、恐らくこの新しくできた旧七会中学校跡地ですね、（仮称）町民センター、ここが選挙の場合、投票所になると思うんです。そういうことを考えれば、やはり高齢者そして障害者を考慮して、利用者の多い北側の玄関にもスロープを設置するべきだと私は思うんですが、図面を見ながら、もう一度検討していただきたいと思うんですが、町長の考えを伺いたいと思います。

9番目、基本計画図は大きく変更はないということで、障害者用のトイレを1つ追加して、あとは各部屋は配置転換しただけだというようなことをちょっと聞きましたが、この部屋の配置転換というのはホーリーホックの要望だったんでしょうか。

それをお伺いして、以上2回目といたします。簡潔で結構ですからお願いします。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、質問に回答させていただきます。質問が多岐にわたりましたので、丁寧に対応していきたいと思います。

まず、トレーニング機器の使用料じゃなくてトレーニングの指導料の件であります。常北の保健センターにおいてもトレーニング機器が設置されておりまして、ただ、機器を設置しているだけではなくて、指導者がついて週何回かトレーニング指導を行っているわけです。保健センターでの指導料のほうは、大体時間単価が2,500円、それに一般管理入りますから二千七、八百円の単価をトレーニング指導をやっていただいている会社にお支払いしているわけですが、七会中学校のほうではそれよりもはるかに安い単価を2,000円程度という単価で計算すると、大体100万円ぐらいでおさまるかなということで、何でこんなに単価が下げられるのかというと、最初からそこに指導者がいるので、わざわざ異動したりしないで済むので、非常に安い単価で指導が受けられるということで、これぐらいの金額でやっていただけるんじゃないかという試算をしているということでございます。

それから、芝生の管理費について、今の段階からもう2,000万、3,000万なんていう話をしてしまいますと、そういうのがどんどん動いていってしまいますので、あくまで当初計画した金額内におさめるための努力をしていきたいというふうに思っております。

また、誤解なきようにつけ加えておきたいんですが、今も、芝生を植えなくても七会中学校のグラウンドの除草費は380万円ぐらいかかっておりまして、逆に今度芝生化した後、そこで直営で人を雇ってその草刈りなどを、芝生の草刈りなどをやってもらった場合、サ

サッカーくじによる人件費の補助も完全にもらえると確定しているわけではないですが、200万円の人件費に対して3分の2の人件費の補助が受けられるような制度もありますので、そういったt o t oの補助金を使ってつくったグラウンドですので、維持管理に関してもサッカーくじの補助制度を活用してうまく管理費の縮減を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、使いやすい七会中学校の跡地の施設とするために、北側にスロープをつけたらどうかというご指摘でございますが、現在、七会中学校の建築部分につきましては入札をしている期間に入っております。図面が開示され、予定価格が開示され、入札をやっている期間ですので、まずは今月の下旬にでも落札者が決まると思うんですが、その後、契約が行われた後に設計変更できるかどうかということで協議に入るということになるのではないかと思います。スロープをもしつけるのであれば、設計変更をまた施工業者あるいは監理者と協議して設計変更する必要があるというふうに考えております。まずは、今現在は入札期間中ですので、落札者が決まった後の対応になると思います。

最後に、山びこの郷の件でございますが、名前を残すかどうかということですが、これから皆さん、広く意見を聞いて正式な名称、今は（仮称）町民センターとなっておりますが、いせきびあ茨城という名前を全国公募で決めさせていただきましたが、それと同じように何らかの名前についても公募を行ったりしながら、格好よくてずっと愛される名前を考えていきたいと思っております。山びこの郷を残すというのも、その中で一つの考えだと思っております。山びこの郷でやっているサービス、バーベキューそれからそば打ちのサービスも、必ず地域内で引き継がれるように配慮をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

t o t oの補助金の返還があるのかということですが、基本的に何回以上使わないと返還という数の指定はないようですが、普通に年間何十回使っていれば返還ということはないかと思いますし、現在、サッカー場は非常に不足していてなかなか予約がとれないということでございますし、また、今回、城里町で整備されるサッカー場は本当に芝生のすばらしいサッカー場ですから、むしろみんなから使いたいと言われて高い稼働率になるのではないかとこのように考えております。

各部屋の配置転換ですが、図書室の位置をたしか1階に移すなどは、別にホーリーホックからではなくて、1階の方が階段を上がらないで図書室を使えたほうが恐らく便利であろうとか、そういった内部でよく考えた結果、配置転換したということで、特にホーリーホックさんの意見だけで決めたということではございません。

どちらを使うかについてはまだ決まっていらないんですが、手前側がホーリーホックで奥側が一般住民にしたほうが、ファンの方が来て観戦されるときに、そちらのほうが利便性が高いんじゃないかなというふうに思います。また、恐らく使う日が全然違って、ホーリーホックはほぼ平日しか使わないこととなります。土日はアウエーでしたら、もう行って

しまいますし、ホームであったとしても、最近土曜日の試合が多いので、土日はほとんど使わないというふうに思いますので、大体一般住民が土日使って、平日はホーリーホックが使うという使い方になるのではないかと思います。ホーリーホックがいないときには、芝の状態にもよりますが、2面両方使って一般住民によるサッカー大会なども開催できるのではないかとこのように思います。

以上です。

○8番（阿久津則男君） 3分の1の請求、協議ができると言ったんでしょうか、できないと言ったんでしょうか。

○町長（上遠野 修君） 今のところ、相手側があることですので、何とも申し上げられないんですけども、協議はしていきたいというふうに思います。

○議長（小林祥宏君） 8番阿久津則男君。

〔8番阿久津則男君登壇〕

○8番（阿久津則男君） それでは、3回目です。

2番目のグラウンドの1,500万円の件でございますが、できれば疑義が生じた場合には、やはり3分の1の負担を求めていってほしいと要望いたします。

3番目の町民のサッカーコートは、正確には決まっていなくても町民が山側ですね、大体ね、ホーリーホックさんが庁舎側ということで、ただいまの1,500万にも関係するんでありますが、もしグラウンドの維持費が想定以上にかかるという場合は、今の説明のように、サッカーコート1面が町民専用で使えるということでありますから、町民が専用で使うサッカーコートは例えばそうやって2,000万、3,000万かかるというときには、町民のサッカーコート専用はそんなに金をかけなくてもいいんじゃないかと個人的には思います。ホーリーホックさんは両方使うのかもしれませんが、最悪、そんなにお金がかかるというときには、その辺も考慮していただきたいとこのように思いますけれども、これも町長の考えを伺いたいと思います。

利用者の状況でございますが、補助金の返還は考えていないと、ないだろうというようなことだと思っておりますが、ただ、使用料金30万見込んでおりますが、町長も利用しやすいような料金体制にするとおっしゃっておりますが、体育館とグラウンドで町民から30万取れるのかなと個人的には思っちゃうんですが、本当に料金の設定次第だと思っておりますが、だから料金が高いと逆にグラウンドを利用しなくて、補助金の返還にかかってくる問題にもなりますので、その設定は本当に吟味していただきたいと思っております。

4番目の施設利用者及び管理は、当面町が行うという方針になっておりますが、計画どおりにいけば、町長のきのうからの説明だと、もうかなり変な話、もうかるような答弁でありましたので、そういうことであればホーリーホックさんに指定管理者制度で与えてはどうかというような考えも私は持っているんですが、その辺もこの指定管理者制度について町長のご意見をお伺いいたします。

5つ目、ナイター設置については、町もホーリーホックも財政的に大変厳しいと思いますので、私はやらないほうがいいのかと思っております。

6つ目、バーベキューは、山びこの名称を残すかどうかはまだ考え中だということですが、この研修室とか使えるものはこれからも町長も検討するというようなことでもありますので、いい方向に検討していただきたいと思います。

ただ、バーベキューと簡単に言いますが、中学校の跡地で1日50人来るかどうかなると、これは恐らくコミセンでもそうだと思います。コミセンで夏休みバーベキューやりますからといったって、1日50人来るとは考えられないですね。ですから、町民センターの名称になるかどうかわかりませんが、七会中の跡地に、幾ら夏休みとはいえ1日50人来るとするのは私にはちょっと考えられない。年間2回、3回とホーリーホックさんとイベントをやるのはいいことだと思いますが、夏休み期間中21日間、夏休みだけでも元が取れそうなようなきのう答弁したように思いましたが、それは疑問に思います。

7番目、備品については、七会支所、公民館あるいは七会診療所あるいは七会中学校の物を有効に使っていただきたいということを要望いたします。

8番目、七会支所を利用する場合がありますが、やはり入りやすさが大事でありますし、障害者、高齢者が抵抗なく入りやすくして、そういった施設にしてほしいと思います。現地を再確認して、スロープなどを設置する方向で検討するということでもありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

9番目、施設改修基本設計図は、必要があると認めた場合には変更できるわけですから、車椅子の方々が利用できるように、ぜひとも変更していただきたいと思います。

以上3回目です。よろしくお願ひします。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

質問が多数にわたりましたので、漏れがあったら申しわけございません。

芝生の管理の話なんですけど、仮に逆に芝生の管理が1,000万でできれば、ホーリーホックの負担比率は2分の1になって負担比率が上がるわけですから、管理費を上げる方向ではなくて、いかに管理費を安くするかという方向で議論を深めていきたいなというふうに思っております。

それから、次に、体育館とかグラウンドも含めた使用料金の件ですが、料金を徴収する場合は条例をつくらなければなりませんので、その条例をつくる際にどれぐらいの金額だったらいいか、もちろん町内の料金と町外の料金は分けることになるんじゃないかと思いますが、町民の方には安く使っていて、外から予約をとって来られる方には、ある程度お値段をいただいてというような形で料金設定をしていきたいというふうに思っております。それは体育館についても同様の料金設定をする必要があるのかなと思っており

ます。

それから、指定管理の件であります。誰に指定管理を出すのかというのは余りコメントしないほうがいいかと思うんですが、いろいろな複合的な施設で料金の収受があり経済的な事業も行うので、指定管理者に任せるというのも確かに一つの考え方だというふうに思います。それにつきましては、今後、議会のご意見もしっかりと傾けながら、最終的な管理形態を決めていきたいと思っております。現時点では直接町が管理するという前提で計画を立てておりますが、そういったご意見にも耳を傾けていきたいと考えております。

また、ナイター設備については、現時点ではそういった計画がないということで、また議員からもナイターまではつくらなくていいのではないかというご意見をいただきましたので、そのことはしっかりと胸に刻んでおきたいというふうに思います。

以上で大丈夫でしょうか、大丈夫ですか。以上でございます。

○議長（小林祥宏君） 8番阿久津則男君。

〔8番阿久津則男君登壇〕

○8番（阿久津則男君） このホーリーホックについては、議会のほうも通っておりますし、全国的なモデルにもなっていると思っておりますので、相手側もありますし、透明な形で事業を進めていただきたいと思います。

それでは、2つ目の農業政策……

○議長（小林祥宏君） 阿久津則男議員、ここで午後1時まで休憩いたしたいと思いますから。

○8番（阿久津則男君） そうですか、やっちゃおうかなと思ったんですが、わかりました。

○議長（小林祥宏君） 午後からよろしく申し上げます。

午前11時52分休憩

午後 1時00分開議

○議長（小林祥宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

8番阿久津則男議員の農業政策についてから入ります。

8番阿久津則男君。

〔8番阿久津則男君登壇〕

○8番（阿久津則男君） それでは、質問を続けます。

2番目といたしまして、農業政策、水田、畜産業についてをお伺いいたします。

1つ目、町長は、施政方針で増井地区に50ヘクタールを超える土地改良事業の実施を目指して調査に着手することだが、その内容ですね、何年計画なのか、また地元の反応、さらにはどの程度の補助事業なのかをお伺いいたします。

2つ目、畜産クラスター事業で七会地区に新たな畜舎の建設が行われているわけでござ

いますが、完成時期を含め現状をお伺いいたします。

また、補助金 1 億 7,500 万円がこの事業には使われているわけですが、経営者また従業員は町内に居住するのかどうかをお伺いいたします。

以上 1 回目です。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、回答をさせていただきます。

増井地区維持区は昭和 27 年ごろに整備されたもので、区画が狭隘で農道も狭く、また農業水利設備も機能が低下しており、営農に支障を来しております。これらの不具合を基盤整備によって解消し、あわせて担い手への農地集約を推進する機運が地元で高まり、基盤整備についての強い要望が上がってまいりました。昨年 10 月に県土地改良事業担当を加えた地元座談会を実施し、本年 1 月には推進協議会を設立、2 月には地元での事業説明会を 2 回開催し、調査の実施について 90%以上の同意をいただきました。これらを踏まえ、今回、県の事業を活用し調査計画の策定を行います。事業の対象面積は約 55.9ヘクタールで、本年からおおむね 3 年をかけ、本事業実施への調査を行うものです。調査内容は、現地調査、計画の作成、数量計算、概算工事費、経済効果、換地業務などが主なものです。

本事業については、上記調査を経た後、地元の同意を得てから事業着工となります。本事業の工期はおおむね 7 年、事業費は調査計画を経て総事業費が算定されることとなりますが、現時点の概算では 10アール当たり事業費が約 180 万円で、総事業費は約 10 億円程度を見込んでおります。事業費の負担割合ですが、国が 50%、県が 27.5%、町 10%、地元 12.5%であります。国の制度では利用集積に合わせた助成制度を活用すれば、集積の割合により助成比率も変わってまいります。最大で 85%の集積により事業費の 12.5%の助成を受けることができます。仮に 85%の集積ができますと、町の負担は 10%だけということで、10 億円の事業ですが、1 億円の負担でできるというふうなことだにご理解ください。ということで補助率、最大で補助率が 90%までいくということでございます。このような軽減策により地元負担を軽減していきたいと思っております。

農業政策の 2 点目で、畜産クラスターについてご質問をいただきました。

現在、千葉県旭市の農事組合法人清和畜産が廃業した岩間商事の畜舎を買収し、平成 30 年 3 月をめどに子豚生産に必要な施設を整えるべく、造成や私道拡幅等の工事を進めております。造成工事は完了しており、今後、各施設を発注し、平成 30 年 4 月より生産を開始する予定です。30 年 4 月ですから、来年の 4 月ですね。畜産クラスター事業補助金としては、2 棟の豚舎及び排水処理施設、堆肥発酵施設の建設費 3 億 5,000 万に対し、1 億 7,500 万弱が補助金として国から支給をされております。造成工事や私道拡幅工事、設計費については補助対象外の私費による事業となっております。清和畜産は、千葉県旭市で事業を

行っているため、経営者は通いになります、施設長一家3名、子供2歳ぐらいの子供がいるようで、七会地区内の町営住宅に入居を希望していると伺っておりますが、その一家が移住してくる予定でございます。それ以外に現地採用2名で事業を行う予定と伺っております。

○議長（小林祥宏君） 8番阿久津則男君。

〔8番阿久津則男君登壇〕

○8番（阿久津則男君） ありがとうございます。

それでは、2回目ではありますが、1番目の調査の実施については、90%以上の同意を得たということではありますが、対象者は何人なのかをお伺いしたいと思います。

また、55.9ヘクタールということで、国が50%、県が27.5%、町が10%、そして地元が12.5%を支払って行う事業ということでありまして、調査に3年、工期に7年、トータル10年の計画ということではありますが、こういう事業ほど町長の力でもっと早くできないのかと思います。ふだんの事業はかなり早いんですが、こういった事業ももっと早くやってほしいと私は思うんですが、そこで、確かに土地というのはいろいろ名義が変えられないとか、そういった問題があるので、なかなか85%以上の集積ですか、厳しい数字なのかもしれませんが、85%以上集積があることによって12.5%の助成金を受けられることができるということは、地元の負担金はゼロでも済むということなんでしょうか。

そういった場合に、この85%、これからの問題なんでしょうけれども、集積するというのはもちろん可能だからこそやっているんだと思いますが、その辺の現状をお伺いしたいと思います。

次に、2番目の畜産クラスター事業でございますが、30年4月、来年の4月に開業の予定ということで、トータル3億5,000万以上の大きな事業でございますが、千葉県の清和畜産ですか、城里町まで来て事業を行ってくれるということは歓迎したいと思っておりますが、やはり事業を行うということはメリット、デメリットがもう必ずあるわけでございます。建物を建てれば固定資産税、人が住めば住民税などが入るわけでございますが、3億の事業が完成すると、概算で固定資産税などどの程度見込めるのか。それと、こういった事業が始まりますと、先ほども申しましたようにデメリットもあると。当然家畜ですから地元からの苦情あるいは要望等が必ず出ると思います。そういった場合に、当然町で補助金を通して出しているわけですから、町としてもそういった苦情に対しては苦情・要望ですね、黙っているわけにはいかないと思うんです。その場合、町が当然中に入って業者のほうにも連絡をとるといいますか、そういったことは当然するべきだと思うんですが、その辺のお考えをお伺いしたいと思います。

以上で2回目を終わりにします。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、回答させていただきます。

まず、地権者についてですが、現在123名の地権者がいまして、地元で一生懸命頑張っ
て同意をとって113名の同意をいただきまして、同意率が91.9%ということで、90%以上
の同意が得られたということで調査に着手したわけでございます。調査に対する反対者は、
現在いらっしゃらないというふうに伺っております。

スピーディーにということなんですが、この土地改良事業はそれぞれの人の財産である
田んぼの区画を変えて場所を入れかえたりする事業として、合意形成にはやはりこれぐら
いの時間がかかる、恐らく耕作しながら工事もやっていくと思うんで、大体10年ぐらいか
かるということをご理解いただければと思います。事業実施主体が、また町が事業実施主
体というより、国・県が事業実施主体となるということでございます。

それから、畜産クラスター事業のほうであります、まず……

○8番（阿久津則男君） 85以上のときには地元ゼロでないのか。

○町長（上遠野 修君） そうですね、85%以上の集積になった場合は、工事費について
ゼロでいいんですね。それ以外は、何か登記費用とか、そういうのは自己負担が多少生じ
るかもしれませんが、いわゆる直接工事費については農家の負担はなくなるということに
なります。その50ヘクタールの田んぼを今の機械とかでいけば、ひょっとしたら3人とか
4人で耕すこともできてしまうかもしれません、本当にきれいな区画の田んぼになってし
まうと。それを前提にすると、15ヘクタールとかそれぐらいを耕す農家さんが三、四人で
50ヘクタール耕せてしまいますので、そういう前提の田んぼをつくり上げると、85%の集
積率にもなってくるのではないかなというふうに考えて、今、みんなその調査に同意して
動き始めたということだと思います。

次に、畜産クラスター事業のほうですが、まず税金のほうから、毎年固定資産税が400
万円払っていただける試算となっておりますので、なかなか産業のない七会地区において
固定資産税だけで毎年400万円払っていただけるような事業所ができるというのは、あり
がたいことだなというふうに思っております。

それから、地域で問題があるときですが、まず清和畜産が地域貢献のために誠意ある対
応をしていきたいというふうにおっしゃっていますので、まず、そこに一時的には対応を
お願いするところですが、町としても、その対応が十分でない場合は、黙って見ているわ
けではなくて、畜産クラスター協議会の中できちっと注意をしたり、あるいは直接そうい
った苦情を清和さんに伝えたり、あるいは法令違反等があればしっかりと指導してまいり
たいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小林祥宏君） 8番阿久津則男君。

〔8番阿久津則男君登壇〕

○8番（阿久津則男君） ありがとうございます。

それでは、3回目でございますが、1番目の増井地区の土地改良事業でございますが、85%以上の集積が可能である、できれば集積率を努力していただきたいと。やはり農家にとっては、個人負担があるのとないのでは全然違うと思いますので、土地の名義あるいは名義の変更ですか、そういったさまざまな問題があるとは思いますが、町としては努力していただきたいと思います。

この地元負担金が極端な話、ゼロになるようなこの85%の集積率の制度ですか、この制度というのは、以前からあったものなのかどうか、最近できた制度なのかどうかお伺いしたい。それと、そういったもし新しい制度であれば、ほかにもぜひともPRしていただきたいと思うんですが、その辺のお考えをお伺いいたします。これからの農業というのは、やはり使いやすい土地ですね、そしてさらには広い面積というのが必要だと思いますので、町長の言うように、ぜひモデル地区にしていきたいと思います。

次に、2つ目、畜産クラスター事業でございますが、当然これからも長く地元の住民とつき合っていくわけでございますから、町長も今述べておりましたけれども、地元住民との対話というのは必ず必要でありますので、また大事なことだと思います。そのためにも地元住民に全体を集めた説明会ですか、こういったものもぜひ開いていただきたいと要望するものでございます。

塩子地区でも業種は違いますが、私の近くに採石業がございまして、オバタ採石さんでございまして、オバタ採石さんも五、六年前ですか、前の採石業を引き継いで入ってきたわけでございますが、そのときにもやはり地元との対話をするということで、地元の自治会といろいろ対応をしてようやく再開したわけでございますが、その中でも一つ、道路300メートルくらいは掃除すると、小砂利が落ちているので掃除するというようなことで、地元としてお願いしたわけなんです、それはもちろんやっていただいて、最近ではオバタ採石さんの入り口から山桜まで約1キロ、私どもでは要求していないんですが、みずからそこまでの道路を掃除し、さらには道路は掃除する機械があるんですが、歩道のほうは掃除する機械がないということで、従業員五、六人で軽トラックで歩道のほうも、小砂利ですね、粉じん、それを二、三日もやっていただいておりました。そういったやはり地元と密着するといいますか、会社のほうも気配りは欲しいと思います。そういった点でも、地元の皆さんとぜひとも会合といいますか、説明会、話し合いをしていただきたいというのが私の願いでございます。

町長の答弁を求めたいと思います。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、回答をさせていただきます。

この増井地区の土地改良の地元負担がなくなるような制度も、それからこの畜産クラスター事業も、どちらも私の記憶ではT P P対策で最近出てきたものでして、そういった最近出てきたものにさっと飛びついて採択をされたというところでございます。T P Pがなくなってしまったので、この制度、畜産クラスターとかこの土地改良の制度も、もう採択されたところは大丈夫なんですけれども、今後も続いていってほしいなというふうに思っております。

次に、清和畜産さんの畜産クラスターのほうであります。本当にオバタさんのようにしっかりと地元説明を行い、地元の貢献を継続して行っていただけるようにしっかりと指導していきたいというふうに思います。説明会も開催するように指導していきたいというふうに思います。また、畜産クラスター協議会も、今、清和さんそれからほかの養豚業者の方、それから農家の方にも何人か入っていただいておりますが、七会地区の地元の農家の方にも今度畜産クラスター協議会の中に入れてもらって、継続的に清和さんに意見が言えるような、そういう仕組みづくりをしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小林祥宏君） 8番阿久津則男君。

〔8番阿久津則男君登壇〕

○8番（阿久津則男君） よろしくお願ひしたいと思います。

以上で質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（小林祥宏君） 以上で8番阿久津則男君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第7号、3番菌部 一君の発言を一問一答方式により許可いたします。

3番菌部 一君。

〔3番菌部 一君登壇〕

○3番（菌部 一君） 3番菌部でございます。

私は、今定例会に当たり次の3つの質問をさせていただきます。

今定例会は、私を含め7名の議員さんが2日間にわたって一般質問が行われております。町長並びに各担当課長、事務局には大変お疲れと存じますが、よろしくお願ひいたします。

第1問は、本町初の畜産クラスター事業についてであります。この件は阿久津議員の質問と重なるところがあると思いますが、よろしくお願ひします。第2問は、町において新規事業を提案するに当たっての手順についてであります。第3問は、町と県との人事交流についてであります。

まず、第1問、平成28年度茨城県畜産競争力強化対策整備事業、城里町地域畜産クラスターについてであります。

これは、千葉県の農事法人清和畜産が県の認可を受けて国庫補助2分の1で事業総額3億7,800万余の事業であります。前の経営者から農場を買い受けて、新たに農場を造成し事業を始めるものです。4月に旧施設撤去が始まり、5月には農場内の進入道路の拡張工

事が始まりました。その工事を見まして、私や地域の方は大変不安を感じました。なぜならば、その工事に大変無理があるように思えたからです。近くを通る県道から工事の状況を見ますと、山肌を8メートルくらい斜めに削り、その上には立木が道路に覆いかぶさっております。この斜面等が大雨等で立木、山崩れが起きて土砂が県道や側溝等に流れ込み、大きな被害にならないかと心配をしております。また、造成で発生した残土はどのようにになっているのか。近年の異常気象を考えると心配するところでもあります。また、農場は、母豚600頭、雄豚20頭、その他育成豚を飼育する計画と伺っております。それらが排出するふん尿の処理は十分にされるのか心配をしております。前の経営者は十分な汚水の処理をせず、下の沢にふん尿を流し、下流の水田は大きな被害に遭っていました。

私は、以上の点から次の4点をお伺いしたいと思います。

町は、本クラスター事業を県に推薦した責任において、農事法人清和畜産に対してどのような指導監督をなされているのか。

第2点、工事全体の設計は豚舎の図面等は提出をされているのか。

第3点、道路拡張、農場造成に伴い発生した土砂はどのように処理をされ、土砂災害等が発生しないように安全確保の指導をされているのか。

第4点、600頭の母豚、20頭の雄豚、そして約1カ月飼育する子豚の出すふん尿の処理はどうなっているのか。

以上、第1回での質問をお願いしたいと思います。町長のご回答をお願いします。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） それでは、ご質問に回答させていただきます。

本事業については、事業者により畜産クラスター協議会を通じて補助申請があり、適切な内容であったため県に申達し、最終的に国からの補助の認可をいただいたものでございます。城里町としましては、今回の事業が地域に貢献でき、また衛生面に十分に配慮した事業であるよう、運営していただくようしっかりと指導をしております。

2番目の質問、設計図についてであります。畜産クラスター事業として豚舎2棟及び排水関係処理施設、堆肥発酵施設の工事部門のみが補助対象となりますが、この補助対象部分の建築全体図については町に提出をされております。

3番目の進入路の点でございますが、進入路である私道については借地した山林であり、農場造成部分の山林は小規模林地開発の届けにより造成を行っております。補助対象外事業であるため事業者負担により工事を行っており、災害が発生しないよう斜面上の木の伐採や雨水対策としての遊水地の設置等、土砂災害対策を事業者に指示しております。清和畜産においても、誠意を持って対策に取り組むたいとの回答を得ております。

なお、造成に伴い発生した土砂は、全て敷地内において処理をされております。

ふん尿対策については、特に気をつけていただきたい事項のため、事業者に対しては当

初より地域に迷惑のかからない方式の選定を依頼しているところです。事業者においては、施設内において全て処理ができる複合ラグーンシステムを採用し、当初は母豚300頭に対して10平米の処理を予定しております。将来的には600頭まで対応できる施設を建設する予定でございます。

○議長（小林祥宏君） 3番 菌部 一君。

〔3番 菌部 一君 登壇〕

○3番（菌部 一君） 第2回に移ります。

農場造成や進入道路の工事は補助対象外であるため、町としては指導はできませんということなのですが、やはり先ほど申しましたように、これら今の気象の異常、気象状況を見ると大災害被害が出ないようにするためにも、町のほうで指導は大切なのかなと思っています。万一そのような災害が発生した場合においては、清和畜産さんが処理をするということではありますが、なかなか夜中だったり大量の土砂災害のために、その清和畜産ではできなかった場合には、町としてもやはり町民の安全確保のためにも、やはり行政出動をするほかないと思うんです。そういうことでありますので、さらに十分な指導のほどをお願いしたいと思います。

また、汚水の処理の件ですが、当初600頭でということなんですけれども、じゃ、その600頭の出す1日のふん尿はどのくらいと見積もっているのか、また、それらの量が出たときに本当に処理ができるのか、また今までのように汚水等が流れ出て下の沢を下り、以前の経営者が十分に汚水の処理をしなかったために、沢に流れ出した汚水により、当時その沢の下流には約2ヘクタール以上の水田があり優良な米がとれていましたが、現在はその被害のためにできず、原野になっている状態であります。また、当七会地区は、2011年のお米日本一コンクールにおいても日本一に輝いたななかいの里コシヒカリの里であります。金賞も4年連続を誇る米の産地です。この名声を守るためにも、汚水管理の徹底をどのようにするのか改めて町長にお答えをいただきたいと思っております。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君 登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

引き続き回答をさせていただきます。

土砂災害等が起こった場合、公共的な災害とまで言えるような、そういった災害が発生した場合には、町全体を把握しながら町としてしっかりと災害対策をしていきたいと考えております。また、そういうことにならないように、ふだんから清和畜産への指導をしてまいりたいと思っております。

また、ふん尿の量についての質問がございました。600頭の豚が排出するふん尿の量でございますが、1日20立方メートル程度を見込んでおります。今回建設される処理施設は23.3立方メートルの処理能力となっておりますので、余裕を持った処理能力を有しており

ます。複合ラグーンシステムの採用によって施設内処理が可能ということで、そのふん尿が外に流れ出すことはない仕様と聞いておりますので、地元には迷惑をかけることはないという計画になっております。このラグーンシステム、同様のシステムについては、全国で既に300基以上の実績がある信頼のできるシステムだと聞いております。

以上でございます。

○議長（小林祥宏君） 3番 菌部 一君。

〔3番 菌部 一君登壇〕

○3番（菌部 一君） 町長、1日20立方メートルの処理ができるということで余裕があるというお答えでございますが、今までの地域の皆さんの苦い経験もあるものですから、さらに一層の対策をご期待申し上げたいと思います。

それで、第2問に移りたいと思います。

第2問は、町が新規に事業を提案するに当たり、優先順位や地元からの要望等を考慮したとき、採択基準のようなものがあるのか、現在、城里町第2次総合計画、過疎計画等によりそれらを実施計画に基づいて推進された場合、地元の説明会等において周知し、十分な意見を聞いているのか、町長はそれらの意見・要望をもとに予算を編成し、十分に議会に説明をし理解を求めているのか、また、事業完了に伴って発生した余剰金、不用額は減額または予算の組み替え等を適正に行っているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（小林祥宏君） 町長 上遠野 修君。

〔町長 上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

引き続き回答をさせていただきます。

まず、新規事業に当たっての採択基準についてということでございますが、新規事業の着手に当たりますとは、区長要望等、地元からの要望を踏まえながら、緊急性、必要性を考え、総合計画や総合戦略等各種計画との整合性、対処すべき政策課題の重要性、さらには国の政策動向などを総合的に勘案の上、取り組んでいるところでございます。

例えば、過疎自立促進計画の中にさまざまな道路計画がございますが、徳蔵倉見線ですとかこび山線ですとか真端線ですとか、今着工中の道路というのは、全てこの過疎自立計画に記載がある道路を一つ一つやっているところでございます。

また、城里町のさまざまな新規政策につきましては、城里町総合政策あるいは総合戦略に記載があるものを順次行っているところでございます。例えば総合戦略の基本目標2に、本町への新しい人の流れをつくるということで、廃校舎などを利用した都市部住民との交流施設の整備という項目がございます。こういった基本目標に本町への新しい人の流れをつくるという目標に従って、七会中学校の整備事業や島家住宅の整備などを行っているところでございます。計画に基づき、さまざまな行政課題に対応すべく努めてまいります。

そのほか、現在取り組んでいる総合戦略に記載された新規事業としましては、例えば町

内の介護事業所等と連携して介護事業従事者の移住促進を図る介護事業所等人材確保事業のほか、移住体験ツアー事業、坏小における特別養護老人ホームの誘致、「城里学ぶく」の作成、空き家バンクの作成、空き家バンクの事業、それから常陸大宮市と連携した広域連携観光強化事業、こういった事業がございます。こういった事業を計画的に執行しているところでございます。

地元への説明会や議会への説明ということでございますが、新規事業の着手に当たりましては、対象となる地域や団体の周知、調整等を行ってまいりたいと考えております。例えば島家住宅の整備につきましては、当初、古内茶生産組合から初音茶の定植場所について相談を受けていたところ、ちょうど同じ時期に上古内において寄贈のお話があり、歴史的背景を踏まえ、今回プロジェクトとして始まっているところでございますが、今後、地元説明会、6月18日には地元説明会を開催し、その後も繰り返し地元とコミュニケーションをとり、しっかりと連携をして事業を推進してまいりたいと考えております。

次に、最後に、町の事業に当たって発生した余剰金の減額または予算の組み替えについてということでご質問がございました。

事業の完了に伴って発生した剰余金で金額の確定しているものについては、例年3月の補正予算で減額をしております。今年は予算の成立がちょっとおくれておりますが、通常の年ですと、6月ぐらいからどんどん入札が始まって、入札をやるたびに必ず予算より低い金額で落札されるわけですから、落札されるたびに工事差金が次々と発生していくわけですが、その発生した工事差金は年度末の3月補正で落とすというのが通例になっております。

そのようなことではありますが、予算措置していない事業や予算不足の生じた事業について、緊急の場合ややむを得ない事業等により、あるいは速やかにやる必要がある場合につきましては、こういった剰余金を活用して対応することもございます。また、それ以外の予算の流用で対応する場合において、工事差金以外の予算の流用で対応する場合がありますが、流用額が10万円を超える場合には必ず合議を行い、決裁を受けた上で適切な事業を行っているところでございます。

私の就任以前から、入札等の執行残を活用した修繕等も行われております。昨日の質問でも平成25年、私が着任する前の前町長の時代ですが、町営駐車場やホロルの湯の駐輪場の整備に二百数十万円を工事差金を活用して整備した事例もございます。そういうことでございまして、今後も住民のニーズに応えるため、必要と思われる事業については迅速に対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小林祥宏君） さらに傍聴人1名を許可いたしました。

3番菌部 一君。

〔3番菌部 一君登壇〕

○3番（菌部 一君） そうしますと、予算の執行に当たって余剰金等が発生した場合には、きちんと処理をされているというお答えでよろしいわけですね。私は、ちょっと違うんじゃないかなという思いがあって、このような質問をさせていただきました。町長がやはり、例えばきのうの質問でも関議員のほうからお話があったと思うんですが、島家住宅の件におきましても、やはり十分に議会のほうへの説明がなかったのかなと思っております。やはりこれらのことも十分に町長が自信を持ってやる事業であるならば、説明を十分に行って議会運営に当たってはスムーズに行くように、さらに一層の努力をお願いしたいと思います。再度町長のお考えをお伺いしたい。お願いします。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

島家住宅の屋根の修繕につきましては、3月の議会前にご報告となって遅くなってしまったことについては大変申しわけないというふうに思っております。今後、もっと早目早目の報告をしまいたいと思いますので、どうぞご理解、ご協力、ご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林祥宏君） 3番菌部 一君。

〔3番菌部 一君登壇〕

○3番（菌部 一君） 3問目に移ります。県と本町との人事交流についてお伺いいたします。

昨年まで、お伺いしたところ、本町職員を県に派遣されたように思いますが、本年は県庁への派遣は行われたのか、その点をお伺いします。

また、県から帰ってきた職員をどのように処遇し活用されているのか、また県との人事交流は町としてどのように考えを持っているのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、回答させていただきます。

まず、本年の茨城県への人的派遣ですが、現在のところは計画をしておりません。それは、各課で今残業している職員がたくさんおまして、なかなか県に人を出すだけの余裕がないということで、本年におきましては人の派遣をしていないところでありますが、少し余裕をつくり出して、できれば継続的に派遣を行っていきたいというふうに思っております。

次に、派遣が終了した職員の件ですが、茨城県への派遣が終了した職員については、派遣先で学んだ業務や知識、スキルなどが生かせるような部署に配属するように考慮をしております。昨年度は水戸土木事務所と道路維持課に1人ずつ派遣がされまして帰ってきて

おりますが、水戸土木事務所から帰ってきた職員につきましては、現在、都市建設課で道路工事関係の業務についております。水戸土木事務所で得られた知識がしっかりと活用できるように、道路改良事業などにも積極的にかかわるよう担当課長にも指示をしているところでございます。もう一人、道路維持課のほうに派遣されていた職員につきましては、現在、まちづくり戦略課に配属をされておりますが、道路維持課では道の駅関係の仕事にかかわったということで、まちづくり戦略課においては道の駅関係を所管しておりますので、今後、道の駅関係の仕事にもその職員がかかわれるよう担当課にも指示をしているところでございます。

以上です。

○議長（小林祥宏君） 3番 菌部 一君。

〔3番 菌部 一君登壇〕

○3番（菌部 一君） ありがとうございます。今回の今年の県のほうへの派遣につきましては、職員不足のために派遣できなかったという町長のお答えではあるんですが、やはり県のほうの方のお話を伺いますと、常北町時代から30年以上にわたり人事の交流が続いたが、平成29年度においては県に派遣されなかった。今まで町から派遣されて大変助かっていた。大変残念ですとおっしゃっているようであります。いろいろな事情があるのかもしれませんが、私は、県とのパイプは大切にすべきと思います。また、なるべく余裕をつくっていただきまして、町内の職員も、28年度は新規採用7名、29年度は10名とありました。これらの方々の中で、また県や他企業に行つて勉強したいと意欲のある職員を派遣するお考えはございませんか、お伺いをします。必ずその意欲のある職員は町のために戻つてきて、十分にその力をいただけると、発揮していただけると思うわけでありまして、町長のお考えをお伺いします。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

私も、県への職員派遣はできれば行いたいと思っておりますので、一方で、各部署で多忙で各部署から増員の要求をいただいている中で、派遣するということはどこかの部署の人数を減らすということになりますので、そういう中ではあります、うまく業務の分担や嘱託職員の活用や新規の採用などによって余裕をつくり出して、県には人を派遣したいというふうには思っているところでございます。

1つ訂正になりますが、今も県に1人派遣をしております。租税債権回収機構のほうになります、税関係の勉強に1人職員を派遣しているところでございます。ですから、昨年は同時に3人派遣していたんですが、2人帰つてきて1人出しておりますので、現在は1人ということで、ちょっと去年同時に出し過ぎてしまったかもしれません。ことしはちょっとお休みして、余裕が出たら、また来年新しい人を出したいなと思っております。

○議長（小林祥宏君） 3番菌部 一君。

〔3番菌部 一君登壇〕

○3番（菌部 一君） 私といたしましても、情報が十分でなくて町長にはご迷惑をかけました。今、町長、派遣等についても前向きに検討したいということでございますので、私も、この町と県との人事の交流パイプは非常に大切であると思っていますので、どうぞ町長におかれましても、厳しい人件の中かもしれませんが、町のために将来のためにも優秀な人材を県に送り、さらに一層我が町と県とのパイプが深まることを心からお願いを申し上げます。私の一般質問を終わります。大変ありがとうございました。

○議長（小林祥宏君） 以上で3番菌部 一君の一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は委員会室にお集まりください。

なお、議員各位においては、議員控室にお集まりください。

午後 1時46分休憩

午後 1時56分開議

○議長（小林祥宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

散会の宣告

○議長（小林祥宏君） 本日の日程は全て終了いたしました。

なお、明日9日から12日までは議案調査、議案整理のため休会とし、13日は午後2時に本議場において再開し、議案質疑から入りますので、開議10分前まで控室にご参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

大変長時間にわたりましてご苦勞さまでした。

午後 1時58分散会